

第2回

市民公益活動の推進に係る施策検討部会

会議次第

日時：平成23年 5月12日(木) 午後2時～4時

場所：福岡市役所 15階 1504会議室

1 開会

2 審議等

(1)市民公益活動の推進に係る施策について(答申)骨子案について

(2)審議

3 閉会

配布資料

・市民公益活動の推進に係る施策について(答申)骨子案 (資料1)

【参考】

・NPO活動の促進の検討について (資料2-1)

・共働の推進の検討について (資料2-2)

市民公益活動の推進に係る施策について（答申）骨子案

第1. 基本的な考え方

1 背景

- (1) 社会経済の変化や市民ニーズの多様化に伴い、地域課題が複雑高度化している。
- (2) 従前の行政主導によるサービスの提供だけでは限界がある。
- (3) 市民の社会参加、社会貢献意識の高まりがある。
- (4) 個々のニーズに柔軟・迅速に対応できるNPOに対する期待の高まりがある。
- (5) こうしたなか、市民公益活動推進条例や各種計画に基づく取組を実施してきた。
- (6) しかしながら、NPOや共働に係る課題は今なお山積している。

2 答申趣旨

NPOや共働に係る課題を解決する、新たな本市制度や施策を検討し実行する必要がある、このため、審議会の調査審議等に基づき、今後の市民公益活動の推進に係る施策について答申を行う。

3 目指すべき方向性

下記(1)、(2)及び(3)を実現するため、所要の環境整備を図る。

- (1) 市民が、市民公益活動への理解を深め、これに自主的、主体的に参加していく。
- (2) NPOが広く社会で認知理解され、自立的な活動が継続的に展開される。
- (3) 企業、大学、地域、NPO、行政を含めたあらゆる主体が適切な役割分担とパートナーシップのもとで共働する。

第2. これまでの取組

1 NPO活動の促進について

- (1) NPO活動支援基金を設け、市民からの寄付金を原資として、NPO法人の公益的活動に対し助成を実施している。
- (2) 市民がボランティア活動に気軽に参加できるきっかけをつくり、それらの活動への参加促進を図ることを目的に、ボランティア・インターンシップ事業を実施している。
- (3) NPO・ボランティア交流センターを中心に、活動の場や情報の提供、相談業務などを実施している。

2 共働の推進について

- (1) 各局各課において、委託、補助、共催、事業協力等、様々な共働に取り組んでいる。
- (2) 平成20年度からは、NPOからの事業提案を受けて、提案団体と市がともに事業に取り組む共働事業提案制度を実施している。
- (3) 「職員共働研究会」や広報誌「ともばたらきのススメ」を通じた職員の意識啓発や、「共働カフェ」による機運醸成に取り組んでいる。

第3. 現状と課題

1 NPO活動の促進について

- (1) NPOに対する信頼や理解が十分でない。
- (2) 財政基盤が脆弱な法人がなお多く、継続的な活動ができていない。
- (3) NPO活動支援基金に十分な支援が集まっていない。
- (4) NPO活動支援基金を通じて、法人が寄附を獲得する取組が広がっていない。
- (5) 経営と活動に必要なとされる経理、広報、営業等のノウハウが蓄積されていない。

2 共働の推進について

- (1) 職員の共働への理解が十分でない。
- (2) 委託、補助、共催等の共働の定義・意義・手続が明確でない。
- (3) 人事面、組織面でのインセンティブが薄いため、負担が大きい。
- (4) 各局が実施している多様な取組を横断的に結びつける仕組みが十分でない。【P】
- (5) 共働事業提案制度については、別紙「福岡市共働事業提案制度に係る制度検証について」のとおり。

第4. 今後取り組むべき具体的な施策

1 NPO活動の促進について

- (1) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくりを行う。

- (2) NPO活動支援基金及びNPO活動推進補助金について、以下の見直しを行う。

・寄付者や市民に対し、寄付金の使途や成果等を明示する仕組みの構築

- ・補助率、補助上限回数の設定

- ・NPO法人の組織基盤の強化に資する事業区分の設定

- (3) 仕事を通じて身につけた専門的知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みを構築する。

- (4) NPO・ボランティア交流センターの今後の在り方について、所要の検討を行う。

(5) NPO法人の認証、認定、市民公益税制の取扱いについて、国における動向を踏まえ、適切な事務実施を行う。

2 共働の推進について

(1) 後援名義、委託、補助、共催など多様な共働について、意義と手法を整理した手引きを策定する。

(2) 共働事業提案制度について、制度全体の検証を踏まえ、以下の見直しを行う。

- ・既存事業の共働化（既存の施策について、民の知恵を活用しながら柔軟に再構築していく仕組み）【P】

- ・市担当課の自主性、主体性をより発揮し易い審査・評価・手続き

・NPOが提案し易い簡便な手続き

・企業、大学、地域など、課題解決のために最適な主体と共働できる仕組み

- ・事業が発展し展開していくための仕組み

・事業への市民参加を促進する仕組み

第5. 今後の展開方針【P】

福岡市共働事業提案制度に係る制度検証について

1. 制度創設の背景・経緯

(1) 「福岡市 新・基本計画 (H15 年第 8 次市基本計画)」総論及び計画各論での、NPO 活動促進主要施策の規定

● 総論『果敢に挑戦する自治と自立の都市』

新たな社会の担い手である NPO の活動を活発にし、さらに「企業、大学、行政を含めたあらゆる主体が適切な役割分担とパートナーシップのもとで**共働**する市民自治の実現をめざす」と明記されている。

(2) 福岡市補助金等審査委員会 (財政局)

● 「負担金に関する提言 (H18 年 3 月)」

各種団体へ交付している負担金 (事業費・運営費負担金) のあり方を調査したところ、従来の負担金事業が、必ずしも市民や地域、民間の力を十分に引き出して事業を実施しているとは言えず、また漫然と長期間同一内容の事業が継続される傾向があるとの結果が見られた。そこで、負担金事業を適時に見直し、適切な評価の仕組みを導入し市民に公開する必要性が指摘された。

さらに、民間団体等が、地域課題や社会的課題の解決を図る事業を市に対して主体的に提案する制度を導入することにより、市民の発想を活かした先進性、先駆性に富んだ新しい視点からの取り組みを促し、市及び民間団体等の取り組みが相乗効果をもたらすことを期待し、提案団体と市がパートナーシップに基づき、応分の負担をしながら施策を実行する新たな仕組みとして、『**共働事業提案制度の導入**』が明記された。

(3) 制度創設に向けた協議 (平成 19 年度)

「福岡市市民公益活動推進審議会」の中に「共働事業提案制度検討部会」を設置し、制度創設に向けた具体的な検討を行った。検討部会での協議を経て、平成 19 年 10 月 31 日に、「**共働事業提案制度の導入に関する提言**」が出された。

この中で、制度をより良いものとしていくために、提案公募から事業採択・実施、事業評価までの一連のプロセスを経た、制度導入後 3 年目に制度内容の検証を行うことが望ましいとされた。

(4) 共働事業提案制度の創設 (平成 20 年 4 月 1 日)

「福岡市市民公益活動推進審議会」の提言を受け、平成 20 年 4 月 1 日に「**福岡市共働事業提案制度**」を創設した。

また制度導入後 3 年目に当たる平成 23 年度に、これまでの成果を踏まえ、制度全体の検証を行うこととした。

2. 基本的考え方

共働事業提案制度に関連した明示的な数値目標は、行政改革プラン（平成20年6月）にある共働事業数を平成23年度に12件とするとの点のみであるが、制度全体の検証に当たっては、これに加えて、所期に設定した意義・目的に照らして成果を上げているか否かの観点も含め、検討を加える必要がある。

また、制度の根幹を成す諸点についても、市民公益活動推進審議会における議論や、広く市民等の意見を踏まえ、内容を精査し、今後の制度検討に活かす必要がある。

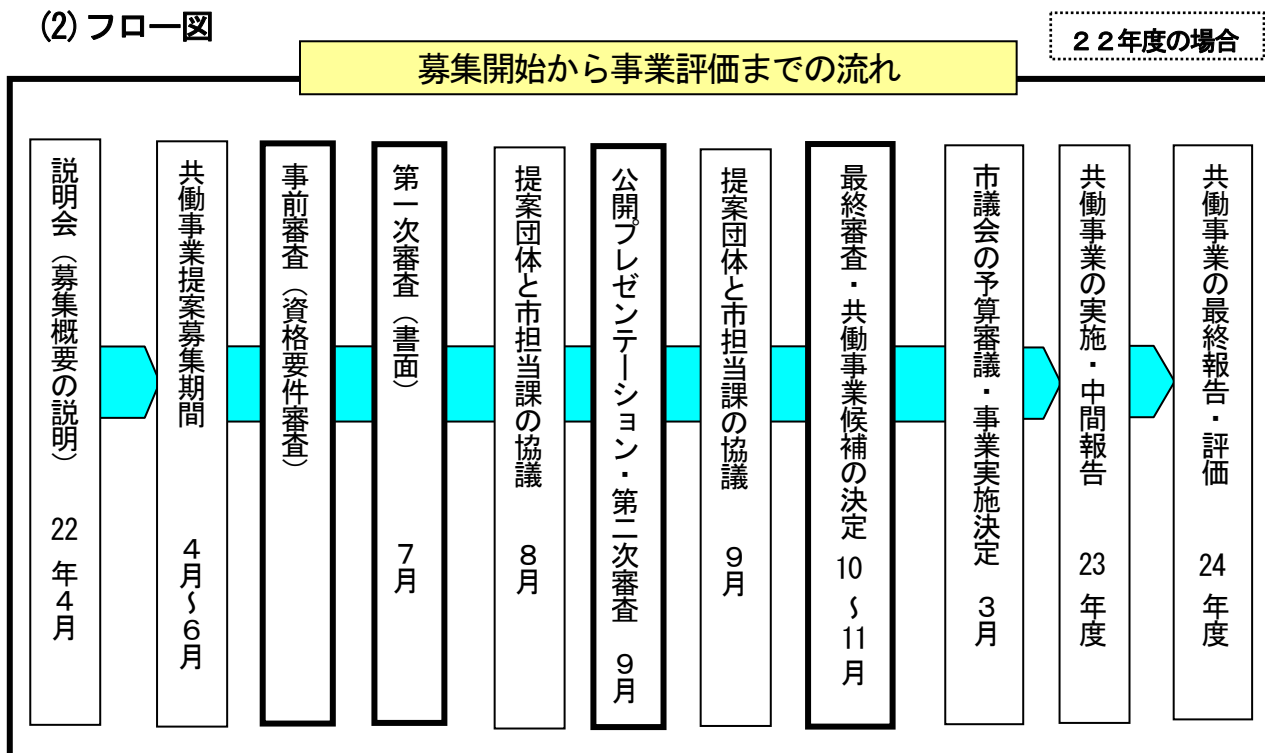
3 共働事業提案制度の概要

(1) 制度の目的・概要

共働事業提案制度は、複雑化する社会問題や地域課題に対して、NPOと市が共働で事業に取り組むことにより、きめ細かな市民サービスを提供し、地域課題などの効果的・効率的な解決を図ることを目的としている。従来の委託や助成事業とは異なり、NPOの新しい視点や発想を市の事業に活かすため、NPOからの事業提案をもとに、NPOと市がお互いの特性を活かして、企画の段階から共働で取り組む。

具体的には、市内のNPOから市との共働事業の提案を募集し、公開プレゼンテーションなども含め審査委員会において審査・選考・採択された事業を、翌年度に提案団体と市の共働事業として実施する。実施に際しては、提案団体と市の経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、双方で実行委員会を組織して実施する。

(2) フロー図



(3) 提案募集・審査

① 応募資格

福岡市内に事務所を置き、かつ福岡市内で1年以上の活動実績を有する、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている団体（NPO）で、個人は対象とならない。

② 経費の負担

福岡市が負担する事業経費は総事業費の5分の4以内で、1事業あたり上限400万円。

③ 募集する事業（22年度の場合）

市が共働を希望する課題を解決する具体的な提案、もしくは自由な提案を募集。

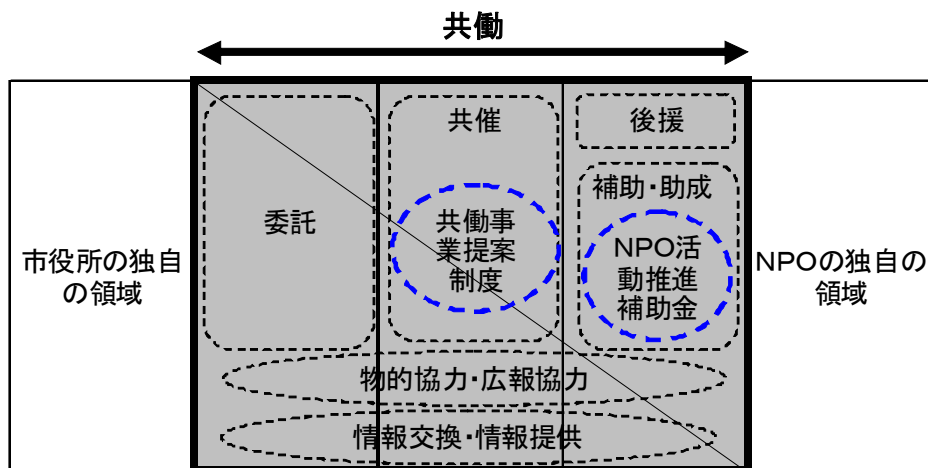
④ 提案内容の審査 ※くわしい審査基準は資料1

提案された事業企画は、「福岡市共働事業提案制度審査委員会」（学識経験者、地域関係者、報道関係者、企業関係者、行政職員等で構成）で公平・厳正に審査される。

審査は「共働の必要性」6割、「事業の実現性」4割の比重で行う。

⑤ 事業期間 募集の翌年度に単年度実施

⑥ 共働事業提案制度が目指す「共働」のカタチ



(4) 提案・採択の状況 ※事業一覧は資料2

	提案数	資格要件適合	1次審査通過	2次審査通過	採択	実施年度	継続の状況 (22年度)	継続の状況 (23年度)
20年度	36	36	18	8	7	21年度	5事業継続	1事業継続
21年度	13	13	9	6	6	22年度		4事業継続
22年度	25	24	10	7	6	23年度		

(5) 制度の特色

① 委託でも補助でもない「ともにはたらく」共働

この制度が目指す共働は、企画段階からNPOと行政が思いを共有し、共感し、一緒に事業を作り上げていくものである。そのために、採択事業の選考段階から、2度にわたりNPOと市担当課が面談・協議を行い、事業実現に向けて意思疎通を図る。事業に取り組む前から、すでに「共働」が始まっている。

② NPOも「お金」を出している

この制度は、NPOと市が対等な立場で事業を行うものであるため、NPOにも一定の経費負担（総事業費の5分の1以上）を求めている。事業採択後に、経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、実行委員会を組織して、事業を実施する。

③ ともばたらきの強い味方「共働促進アドバイザー」

NPOと市担当課の円滑な意思疎通を図るため「共働促進アドバイザー」を設置している。共働促進アドバイザーは、必要に応じてNPOと市担当課の協議に立ち会い、公平・中立の立場から双方の意見調整を行い、共働の進め方のアドバイスや協定書締結までのサポートを行う。

④ 選考・評価のプロセスが充実

採択事業の選考や実施事業の評価の過程で、市民に公開でプレゼンテーションを行う。また、事業評価は、年度中間期における「中間評価」と年度終了時の「最終評価」の2度行う。

評価は、NPOと市が対等・自立の立場で事業に取り組んだかどうかを評価する「共働のプロセス」と、事業目的を達成し、成果を上げることができたかを評価する「事業の成果」の2つの視点で行う。

市民に公開で報告会を行い、「最終評価」の結果はホームページで公表する。

※くわしい評価基準は資料3 平成21年度事業最終評価の結果は資料4

(6) 制度推進のための環境づくり

① 共働事業推進の支援

共働事業が円滑に進むよう、共働促進アドバイザーの協力を得ながら、事業推進の進捗に合わせ、共働事業の実施NPOと市担当課の合同意見交換会や事業の中間振り返り会議を実施した。

また、NPOの活動や共働事業提案制度について、広く市民に認知・理解されるよう、共働事業の成果を、市広報番組や市ホームページで紹介するなど、広報の支援を行っている。

② 市職員向けの研究会や広報紙の発行

NPOとの共働への市職員の理解を促進するために、「職員共働研究会」を開催し、実際の共働事業の事例発表やワークショップにより、共働の意義や成果を考え・学ぶ機会をつくっている。また、市職員に対し、共働事業を積極的に紹介し、NPOとの共働の意義や、必要性を認識してもらうための広報紙「ともばたらきのススメ」を毎月制作し、市庁内Web掲示板に掲示している。

③ 共働に対する意見交換会「共働カフェ」

NPOと行政の共働を推進していくために、お互いの考え方を知り、気軽に情報交換を行える関係づくりを目指し、NPOや市職員、企業、市民などが自由に集い、意見交換する場として「共働カフェ」を開催。「知り合い・語り合い・認め合う」きっかけ作りを行っている。

4 制度全体の検証

制度全体の検証にあたり、まず制度の意義・目的に照らしてこの制度が成果を上げているか否か、及び副次的な効果についても振り返り、その上で考察することとする。

(1) 制度の意義・目的に照らした成果

まず、本制度が初期に設定した以下の意義・目的に照らした成果を振り返る。

- ① 市民に対してきめの細かい市民サービスの提供と、効果的・効率的な社会課題の解決を図る
- ② 先駆的な課題や行政が捉えていない市民ニーズの発掘とその課題への取組みを可能とする
- ③ NPOが公共の担い手として市民に認知され、市民公益活動の活性化に資する
- ④ 行政に共働のノウハウが蓄積され、職員の意識改革や更なる共働の推進に資する
- ⑤ 将来的には、NPOとの共働も含めた事業手法の多様化に繋がり、行政改革にも資する

①きめの細かい市民サービスの提供と、効果的・効率的な社会課題の解決を図る

共働事業として取り組まれた個別事業の成果や、事業の報告会の参加者から寄せられた感想などから、きめの細かい市民サービスの提供や、社会課題の効果的・効率的な解決に一定の成果があったと理解できる。

(ア) 実施事業の成果（一例）

●ひきこもり青年社会参加支援事業（平成21年度実施）

（実施主体）福岡「楠の会」・NPO法人JACFA・保健福祉局精神保健福祉センター

近年のひきこもりは長期慢性化し、本人や家族の高年齢化等を背景にその問題は複雑化しているが、従来官民の各機関のひきこもり者の支援の取組みに積極的な連携はなかった。そこで、ひきこもり者の親の会と支援団体、行政の三者が共働しひきこもり者の自立に向けた支援に取り組んだ。共働により、ひきこもり当事者と家族約130人の実態調査が初めて実現し、支援事業の情報が確実に当事者に伝わるようになり、居場所活動や保護者を対象としたセミナーへの参加者が徐々に増えていった。結果的に12人の若者が就労や職業訓練校への通学を開始するなど、何らかの活動に踏み出すことができ、着実に成果を上げた。

また共働事業の成果を踏まえ、22年10月に総合的な相談窓口として「ひきこもり成年地域支援センター よかよかルーム」を市が設立することに結びついた。

●志賀島歴史と自然のルートづくり事業（平成21～22年度継続実施中）

（実施主体）NPO法人グリーンシティ福岡・東区企画推進課・総務企画局企画調整部

志賀島には「金印公園」、「潮見公園展望台」などさまざまな歴史的・文化的資源や、豊かな自然などの魅力的資源が多数あるが、島内の道路沿線には樹木が生い茂り、眺望が悪く、貴重な地域資源が十分に活かされていなかった。しかし、志賀島の散策ルートは、民間樹林地であったことから地域住民・行政・NPO単独では従来調査や整備に取り組めなかった。そこで、NPO・行政・地域の三者が共働することにより多くの地権者や地元住民の理解と協

力が得られ、NPOの専門性と行政の広報力を活かし、一般ボランティアや他のNPOの協力も得て、樹林地調査や、樹木の伐採・ルート整備、観光ガイドツアー等が可能となり、志賀島の景観や魅力の向上が実現した。

(イ) 報告会等に参加された市民の意見や評価

●最終報告会参加者アンケートによるご意見（22年5月24日実施）

- ・ 共働の効果がでている。応援しあう関係性が見える。
- ・ 共働によりNPOの信用力が高まったという話が印象的だった。
- ・ 事業が具体化していつている過程がよくわかった。
- ・ 互いの強味を良く活かしていると思う。行政内部の共働がNPOとの共働の効果をさらに深めているように思う。
- ・ 行政がどういう事業をどのように進めていつているか、よく分かる企画である。

●中間報告会参加者アンケートによるご意見（22年10月1日実施）

【問】共働事業提案制度は成果を上げていると思われましたか

成果が出ている	どちらかといえば 成果が出ている	どちらでもない	どちらかといえば 成果が出ていない	成果が出ていない
22%	58%	9%	9%	2%

【問】今後も共働事業提案制度を推進するべきだと思われましたか

推進するべきだ	どちらかといえば 推進するべきだ	どちらでもない	どちらかといえば 推進するべきでない	推進するべきでない
52%	43%	0%	5%	0%

②先駆的な課題や行政が捉えていない市民ニーズの発掘とその課題への取組みを可能とする

共働事業として取り組まれた個別事業の成果から、行政が捉えきれていない、また着手できていないニーズや課題への取組みが可能になったと理解できる。

(ア) 実施事業の成果（一例）

●子どもとメディアのよい関係づくり事業（平成21～22年度継続実施中）

（実施主体）NPO法人子どもとメディア・教育委員会生涯学習課

今日懸念されている子どもたちの体力や学力、自尊感情やコミュニケーションの力などの人間としての基礎的な力の弱まりは、子ども期における過剰なメディア接触と無関係ではないことが明らかになっているが、このような現状を家庭でも、学校でも地域でも十分に認識していなかった。そこで、この問題を10年以上調査研究しているNPOと行政との共働により、子どものメディア接触の実態及び心身の発達の関係を、2年間の実態調査により明らかにするとともに、子どもたちがメディア漬けから脱出し、メディアを主体的に活用するための啓発プログラムを作成し、保護者・教職員及び地域住民を啓発する人材養成や、啓発講演会などに取り組んだ。

(イ) NPOからの提案件数の増加

NPOからの提案件数の推移を見ると、初年度36事業、2年目13事業と制度実施2年目に一旦減少したが、制度の意義や成果の周知が進んだことや、提案しやすい工夫をした後に、3年目25事業と増加したことで、NPOの関心も高まっていると言える。

③NPOが公共の担い手として市民に認知され、市民公益活動の活性化に資する

市政アンケートやNPO・ボランティア団体へのアンケート調査の結果から、共働事業提案制度のような、NPOが市に対して事業の企画を提案し、NPOと市と一緒に事業を実施する取り組みや、市民公益活動の推進が必要であるとの意見は多いことが読み取れる。

(ア) 第4回市政アンケート調査結果 (平成22年10月実施 対象：市政モニター)

【問】福岡市をより住みやすいまちにするために、NPOやボランティアが行っている市民公益活動が必要だと思いますか。

必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要でない	必要でない	わからない
44.9%	41.1%	1.6%	0.9%	10.4%

【問】市が行うNPOやボランティアなどの市民公益活動推進施策として、どのようなものが必要だと思いますか。(複数回答あり)

①市民公益活動団体に関する情報提供	②ボランティアしたい市民や企業とNPOとの橋渡し	③学校における市民公益活動に関する教育	④NPOからの提案に基づき、NPOと市が共働で事業を行う取り組み	⑤NPOを評価する仕組みの構築
69.3%	48.1%	21.4%	20.8%	20.6%

(イ) NPO・ボランティア団体活動基本調査の結果 (平成22年11月実施)

【問】NPOが市に対して事業の企画を提案し、NPOと市と一緒に事業を実施する取り組みを、今後も推進するべきだと思いますか。

推進するべきだ	どちらかといえば推進するべきだ	どちらでもない	どちらかといえば推進するべきでない	推進するべきでない
52.4%	23.8%	13.9%	1.1%	0.9%

④行政に共働のノウハウが蓄積され、職員の意識改革や更なる共働の推進に資する

市職員に対する意識調査によると、市職員のNPOへの認知度や、共働の経験は徐々に高まってきていることが読み取れる。

また、NPOとの共働事業に実際に取り組んだ市職員の意見から、共働事業に取り組んだことで、共働の効果と共に、職員の意識や姿勢に前向きな変化が見られることが理解できる。

(ア) 共働に関する職員の意識調査

〔19年 7月実施「NPOとの共働に関する意識調査」
22年11月実施「共働に関する職員アンケート」〕

【問】 あなたは、NPOのことをどの程度知っていますか。

	19年度 (回答者1,641人)		22年度 (回答者964人)	
	回答者(人)	割合(%)	回答者(人)	割合(%)
よく知っている	132	8.0	55	5.7
知っている	258	15.7	452	46.9
あまり知らない	1,200	73.1	429	44.5
全く知らない	51	3.1	28	2.9

【問】 あなたは、これまで担当してきた業務でNPOと共働した経験はありますか。

	19年度(回答者1,641人)		22年度 (回答者969人)	
	回答者(人)	割合(%)	回答者(人)	割合(%)
共働した経験がある	228	13.9	226	23.3
共働した経験がない	1,413	86.1	743	76.7

(イ) 共働事業実施市担当課アンケート調査結果 (23年1月実施 12課回答)

【問】 共働事業提案制度で実際に事業に取り組んで良かったことや成果は何でしたか。

(複数回答あり)

項目	①行政だけでは取り組めない事業が実施できた	②行政が持っていないNPOの専門性などノウハウが習得できた	③受益者(当事者)の満足度など、活動の成果が評価された	④人脈が広がり役になった
回答数	11	7	6	6
割合	91.7%	58.3%	50.0%	50.0%

【共働事業提案制度に関する自由意見】

- ・事業で、NPOの発想や考え方を取り入れる機会があることは素晴らしいことと考えている。最初は小さなことでも、将来大きな市有財産となると思う。
- ・中間評価は時期が早く「もう評価？」と中途半端な感じがしたが、結果的には中間期に一度評価をしてもらったことが後の指針につながったので有効。また多くのプレゼンを経験できたことは、自分のスキルアップにつながり非常に有効であった。
- ・たくさん苦勞もしたが、その分沢山、嬉しいこともあった。NPOも行政もお互いに成長することができた事業だった。
- ・新しい公共を担うNPOが育成され、まちづくりの一部を担うことは、時代の要請だと思う。中長期的視点で、この事業を継続させ、NPOを育成していく必要がある。共働事業提案制度が他都市に先行しているのであれば、これを市の強みとして伸ばしていくべきだ。

⑤将来的には、NPOとの共働も含めた事業手法の多様化に繋がり、行財政改革にも資する

共働事業提案制度による実施事業数は行政改革プランの成果目標に明示されている。共働事業の実施により、市民の発想を活かした先進性、先駆性に富んだ新しい視点を市政に反映させ、市とNPO双方の専門性を発揮し、共働の相乗効果を発揮しながら施策を進める手法は、行政改革に効果的であると認められる。財政改革への貢献は今の時点で明確に判断することは難しいが、事業継続による財政規模の膨張の問題は生じていない。

共働事業は、その成果を踏まえて、事業内容や市担当課とNPOの協議により、NPOが主体的に取り組む、市が主体的に取り組む等、事業終了後の発展形はさまざまであり、事業手法の多様化に繋がっている。

(ア) 行政改革プランに掲げた目標事業数の達成

●共働事業提案制度による共働事業数

	現状値 (18年度)	中間目標 (21年度)	最終目標 (23年度)
目標数	0	4	12
事業実績数	0	6	19
達成率	0%	150%	158%

(イ) 事業手法の多様化

●20年度採択事業のその後の状況

採択 事業数	実施 年度	2年目の状況 (22年度)		3年目の状況 (23年度)	
		共働事業 として継続	その他の展開	共働事業 として継続	その他の展開
7	21 年度	5事業	1事業：NPOが各校区と 連携して実施 1事業：市が主体的に実施	1事業	1事業：市が主体的に実施 2事業：NPOが主体的に行い 市は側面支援 1事業：目的を達したので終了

(2) 制度の根幹を成す諸点の成果

次に、制度の根幹をなす下記の2項目について、その効果を振り返る。

①提案・審査・評価について

NPOからの提案件数は制度実施2年目に一旦減少したが、制度の意義や成果の周知が進んだことや、提案しやすい工夫をした後に、3年目25事業と増加した。

また、提案審査は客観的な審査基準に基づき、公平・厳正に審査されている。また、審査の過程で提案団体が市民や審査委員の前で、提案内容の意義や、事業実現にかける意気込みを説明する公開プレゼンテーションを実施しており、その参加者も徐々に増え、参加された方からも、市の施策が生まれる過程に市民が参加することへの評価の声をいただいている。

事業の評価については、実施過程の中間報告会に基づき実施する中間評価により、事業の成果と継続性を審議し、その評価も踏まえてNPOと担当課は今後の事業の進め方を主体的に判断している。1年間の事業終了後の最終報告に基づく最終評価では、1年間の共働のプロセスと事業の成果を総合的に評価し、市民の声と共に公開している。提案審査・事業評価の過程に市民参加を導入することで、事業の透明性も高まっている。

●公開プレゼンテーション参加者の推移

20年度 9月13日(土)	21年度 9月12日(土)	22年度 9月6日(月)
158人	109人	182人

●公開プレゼンテーションの参加者アンケート結果(22年9月6日)

- ・初めてプレゼンの聴講をしましたが、とても有意義でした。提案事業の企画立案の話が聞けることは市民として役に立ち、意識を持つことが出来るものでした。
- ・皆さんの情熱的な取り組みに感動しました。是非頑張ってくださいたいです。
- ・市とボランティア団体が共働して事業を実施することは、市の街づくりや市の発展繁栄に寄与できると確信します。

②事業の発展的展開について

共働事業は原則単年度実施であるが、市担当課とNPOの協議により共働事業としての継続を希望する場合は、事業実施中間期における審査委員会の「中間評価」を踏まえて、継続事業の予算要求を行い、事業を継続することができている。

また、共働事業は、その成果を踏まえて事業内容や市担当課とNPOの協議により、NPOが主体的に取り組む、市が主体的に取り組む等、事業終了後の発展形はさまざまであり、事業手法の多様化に繋がっている。

5 現状と課題

共働事業提案制度の3年間に及ぶ取り組みと、制度の意義・目的に照らした成果、副次的な効果を振り返った上で、見えてきた課題をあげる。

① 目指す共働の手法をより明確にする必要がある

3年間の取り組みにより、共働事業提案制度は徐々に認知されてきた。しかし、共働事業提案制度が目指す共働(実行委員会形式による共催)と委託や補助との違いが、なお明確でなく、NPOや市担当課からはわかりにくいとの指摘がなされている。またNPOからは市が望む共働のメニューを具体的に示して欲しいとの要望も寄せられている。

② 応募書類や、手続きの簡素化が求められている

共働の必要性や事業の実現性をより客観的に審査するために応募書類や第3次にわたる審査を規定しており、そのために審査が公平・厳正かつ円滑に進められているが、一方で、提出書類が多い、採択までの過程が長い等の声がNPOから寄せられている。

また、NPOと市担当課の合同面談や情報交換会を実施することで、提案審査の過程か

ら両者が対等な立場で意思疎通を図りながら事業に取り組むことができているが、一方で、NPOや市担当課からは、その合同会議に出席することが負担である、形式的であるとの意見が寄せられている。

③ 市職員の共働への理解促進が必要である

共働事業提案制度の推進、報告会等による効果の周知、職員共働研究会や共働カフェの実施等により、徐々に職員のNPOや共働への理解は高まってきた。しかしまだ不十分であり、NPO法人そのものの情報提供と、市職員の共働に対する理解向上のための周知活動がより求められている。

④ 各局が主体的に事業の共働化に取り組むための仕掛けや制度が必要である

各局が主体的に共働事業提案制度に関わるために、共働を希望する各局の課題を事務局で事前に集約した上でNPOに提示し、またNPOへの事前説明や、提案団体との面談などに各局に参加してもらっている。

一方で、市民局が事務局となり一括して提案募集・審査・評価を行うのではなく、各局が主体的に共働に取り組めるように、より一層各局の主体的な関与を担保するための仕掛けや制度化が必要である。

⑤ 共働事業終了後の事業展開への支援が求められている

共働事業は有効な手法であるが、共働が目的ではない。そのため、共働事業を通じてどこを目指すのか、そのために事業を今後どのように展開し、また誰が主体的に、そしてどのように担うのか等について、NPOと市担当課が早期にイメージしながら事業に取り組むことが大切である。しかし、共働事業終了後に、事業を発展させていくためのサポートや、制度上の仕組みが十分でない。

NPO法人自体の経営基盤強化や持続的発展に寄与するような仕組みとともに、施策を継続的に担えるための支援や方策の検討が求められている。

⑥ NPOだけでなく多様な主体との共働の仕組みや制度が求められている

共働事業提案制度により、NPOと市の共働は推進されている。一方、企業や地域団体大学などさらに多様な主体による共働の仕組みや制度化についても、検討を求める声が寄せられている。

資料 1

共働事業提案制度 提案審査基準

	項目	審査に当たってのポイント	審査 比重
共働の 必要性	課題の 把握	<p>[ニーズ性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に課題（ニーズ）を把握し、課題解決のための事業目的が、明確に設定されているか。 ・課題は客観的な数値データや事例に基づいており、福岡市の特性を踏まえたものか。 	60%
	共働の 有効性	<p>[共働の手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決のために共働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。 ・地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。 	
	役割分担	<p>[役割分担の妥当性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と本市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。 	
	事業効果	<p>[相乗効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と市が共働することにより、事業効果（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、効果的な実施が可能となること、費用対効果など）が期待できるか。 <p>[市民満足度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができる等）が期待できるか。 	
事業の 実現性	企画力	<p>[団体の企画力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算見積もりを含む）。 	40%
	実現性	<p>[計画の実現性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおりに実施が可能であるか。 ・事業に積極的に取り組む意欲や熱意があるか。 ・地域住民等との理解を得られているか。また、法的な問題等により実現が困難となっていないか。 	
	実施能力	<p>[団体の実施能力・継続能力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。 ・提案団体は、提案する事業が継続可能であるか。 	
	モデル性	<p>[広域性、他地域への波及効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全体に及ぶような広域性を持った事業か。または地域的な活動であっても全市的に拡がる可能性を持った事業か。 	

1. 平成22年度採択事業

平成22年度は25事業の提案がなされ、事前の資格要件審査、審査委員会による審査の結果、下記の6事業が採択されました。

今後、市議会において、事業予算案の審議が行われた後、23年度実施が決定されます。

事業名	団体名	市担当課	事業概要
はじめての芸術との出会い事業	特定非営利活動法人子ども文化コミュニティ	市民局 文化振興課	本事業は、文化芸術に親しむ機会が少ない乳幼児に芸術体験の機会を提供することによって、子どもの文化振興・文化環境の向上を図ることを目的とする。 そのため、乳幼児親子を対象にした舞台芸術公演や体験型ワークショップを実施し、乳幼児親子が芸術に親しむ機会を広げる。また、講師となる地元アーティストの養成、乳幼児向けの芸術体験プログラムの開発等を行う。
学生プレーワーカー事業	福岡プレーパークの会	こども未来局 こども育成課	本事業は、遊びの場を支える人材の育成と、子ども達の遊びを活性化することを通して、子ども主体の自由な遊び場づくりを推進することを目的とする。 そのため、遊びの場を魅力的にする大学生プレーワーカーの人材育成を実施し、その大学生とプロジェクトチームを遊びの現場へ派遣する。また、保護者や地域の人達との連携を密にし、啓発講座やワークショップ等を行う。
障がい者アートプロジェクト	特定非営利活動法人まる	保健福祉局 障がい者施設支援課	本事業は、障がいのある人たちのアート活動の可能性を広げ、障がいのある人たちも過ごしやすいまちづくりを推進していくことを目的とする。 そのため、福祉施設スタッフ等を対象に、アート活動の可能性を考える講義をはじめ、アートを仕事に展開するノウハウなどを学ぶ「アートサポーター養成講座」や、アート作品の展示・レンタル・販売などの事業を行う。
特養利用申込者介護サポート事業	特定非営利活動法人緩和ケア支援センターコミュニティ	保健福祉局 高齢者施策推進課	本事業は、特別養護老人ホーム利用者（待機者）本人及びその家族が安心して在宅での生活を継続できるように支援することを目的とする。 そのため、利用申込者やその家族が求めているニーズやその状況に応じて、既存の介護サービスと連携を図りながら、介護者が買い物等に行く間の「見守り」や、散歩やお出かけの外出援助、話し相手、趣味のお手伝いなどの支援を行う。
地域ねこ守り隊事業	特定非営利活動法人地元再生機構	保健福祉局 生活衛生課	本事業は、地域で猫と共生する取り組みを通して地域の融和を図り、地域活性化と次世代を担う子供達のココロのふる里づくりを目指すことを目的とする。 そのため、飼い主のいない猫を、一定のルールに従い地域で一代限り飼育する「地域猫制度」として、モデル地区の組織づくりを実施し、町内会への説明や、小・中学校で人や動物を大切にすることを啓発活動等を行う。
地域みんな防災力向上事業	博多あん・あんリーダー会	市民局 防災・危機管理課	本事業は、市民の防災意識の高揚と、地域防災活動の担い手を増やすことを通じて、地域防災力の向上を図ることを目的とする。 そのため、小・中学生を対象にしたジュニア防災士養成講座や、学校や公民館が避難場所になったらどうなるのか避難所運営の模擬体験ゲームを実施し、子ども達が危険に遭遇した際、自らを守る行動を身につけさせる。また、市出前講座へのスタッフ支援や地域のニーズに合った新たな出前講座プログラムの研究開発を行う。

2. 平成21年度・20年度採択事業

平成21年度に採択された6事業については22年度に共働事業として実施しています。平成20年度に採択された7事業は21年度に事業を実施しました。そのうち5事業は22年度も共働事業として継続しています。残りの2事業は、共働事業の成果を踏まえ、22年度は新しい展開に踏み出しています。

	事業名	団体名	市担当課	事業概要
21年度採択事業 6事業（22年度事業実施）	学校生活の適応に困難を抱える児童生徒へのメンタルサポート事業	(特活)九州大学 こころとそだちの相談室	教育委員会教育相談課	集団適応上の困難を抱えた子ども達への居場所の提供や、学校現場へメンタルサポーターの派遣を行う。
	活気ある公園づくり事業	(特活)九州コミュニティ研究所 (特活)デザイン都市・プロジェクト	南区維持管理課	活気ある公園づくりのために、利用状況の現地調査、公園利用のルールづくり、公園利用実験等を行う。
	小さな循環いい暮らし事業	ベッタ会	港湾局事業調整課	アイランドシティで、照葉小中学校や地域と連携し、循環型社会のための仕組み作りや、学習、農体験などを行う。
	知恵と文化の体験絵巻事業	(特活)環境みらい塾	教育委員会文化財整備課	歴史・文化・先人の知恵などを体験するワークショップ等を行い、子ども達の「ふるさと福岡づくり」を推進する。
	福岡テンジン大学事業	(特活)グリーンバード福岡チーム	中央区企画課	「シブヤ大学」をモデルとした「福岡テンジン大学」を設立し、参加型講義や授業等を行い、新しい地域コミュニティの形成を目指す。
	福岡景観・歴史発掘ガイドツアー	(特活)FUKUOKAデザインリーグ	住宅都市局都市景観室 教育委員会文化財整備課	福岡のすぐれた歴史的景観を専門家が市民に解説し案内するガイドツアーを行い、福岡の魅力を市民と共に発掘し、保存・再生・活用する。
20年度採択事業のうち5事業 (21年度・22年度継続実施)	子どもとメディアのよい関係づくり事業	(特活)子どもとメディア	教育委員会生涯学習課	ネットやゲーム漬けにならない子どもの健全育成をめざし、保護者や教師、地域の意識啓発を行う。
	企業向けワーク・ライフ・バランス実践セミナー	(特活)福岡ジェンダー研究所	市民局男女共同参画課	企業に出向いて提案型のセミナーを実施し、企業のワーク・ライフ・バランスを推進する。
	かなたけの里公園を拠点としたまちづくり	(特活)まちづくり支援機構 (特活)環境文化プロジェクト機構	住宅都市局公園計画課	地域住民とともに自然・里山・農業の体験型公園づくりに取り組む。
	志賀島歴史と自然のルートづくり事業	(特活)グリーンシティ福岡	東区企画振興課 総務企画局企画調整部	地域や市民ボランティアと一緒に観光ルートの民間樹林地整備を行い、歴史や自然に恵まれた志賀島の魅力向上と活性化を図る。
	海外エイジング視察コーディネート事業	(特活)アジア・エイジング・ビジネスセンター	保健福祉局計画課	市内福祉施設の海外視察者のコーディネートを行い、エイジングを学べる国際都市として集客交流の拡大を図る。

◆20年度採択事業のうち2事業(21年度に共働事業を実施し、22年度は新たな展開へ踏み出した事業)

	21年度事業名	団体名	市担当課	22年度の事業展開
共働からの 発展	チルドレンズミュージアム事業	西新チルドレンズミュージアム実行委員会	こども未来局 こども育成課	放課後の遊び場づくりモデル校のうち、希望する学校がNPOとともに事業を実施
	ひきこもり青年社会参加支援事業	(特活)JACFA福岡「楠の会」	保健福祉局 精神保健福祉センター	ひきこもり者支援の総合窓口として、「ひきこもり成年地域支援センター」を市が22年10月に開設することにつながった

中間評価

1. 評価項目

項 目		審査に当たってのポイント
共働のプロセス		<ul style="list-style-type: none"> 目的を共有し、相互に理解しながら、対等・自立の立場に立ち事業に取り組んだか。 協定書に明記した役割分担を十分に果たし、双方に十分協議しながら事業を進めたか。
事業の成果	目的・目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的達成に近づいたか。 今年度の予定事業は順調に実施できたか
	市民の満足度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施によって、市民の関心や評価は高まったか。
	共働の相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> 共働で取り組んだことにより事業効果が上がったか。 事業の認知度が上がったか。行政・NPOのネットワークが強化されたか。
共働事業としての事業継続の必要性		<ul style="list-style-type: none"> 来年度以降の事業継続の必要性があるか。 継続する場合、共働事業として取り組む必要性があるか。

2. 採点の基準

- A 大変優れている 8点
 B 優れている 6点
 C どちらともいえない 4点
 D どちらかといえば不十分である . . 2点
 E 不十分である 0点

最終評価

1. 評価項目

項 目		審査に当たってのポイント
共働のプロセス		<ul style="list-style-type: none"> 目的を共有し、相互に理解しながら、対等・自立の立場に立ち事業に取り組んだか。 協定書に明記した役割分担を十分に果たし、双方に十分協議しながら事業を進めたか。
事業の成果	目的・目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的達成に近づいたか。 今年度の予定事業は順調に実施できたか
	市民の満足度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施によって、市民の関心や評価は高まったか。
	共働の相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> 共働で取り組んだことにより事業効果が上がったか。 事業の認知度が上がったか。行政・NPOのネットワークが強化されたか。

2. 採点の基準

- A 共働の取組、事業の成果が優れている 8点
 B 共働の取組、事業の成果がやや優れている 6点
 C 共働の取組、事業の成果ともにどちらでもない 4点
 D 共働の取組、事業の成果ともに努力が必要である 2点
 E 共働の取組、事業の成果ともに不十分で、一層の努力が必要である 0点

資料 4 共働事業提案制度 平成21年度実施事業 最終評価

1. 審査委員の評価

●事業の評価は「共働のプロセス」及び「事業の成果」について7人の審査委員の採点合計から総合評価を算出。その後、審査委員会での協議により最終的な評価を決定。

テーマ	こども・教育		健康福祉・ライフスタイル		環境共生のまちづくり		シティプロモーション
	No1	No2	No3	No4	No5	No6	No7
事業名	チルドレンミュージアム事業	子どもとメディアのよい関係づくり事業	ひきこもり青年社会参加支援事業	企業向けワークライフバランス実践セミナー	かなたけの里公園を拠点としたまちづくり事業	志賀島歴史と自然のルートづくり事業	海外エイジング視察コーディネート事業
審査委員の全体評価	A	B	A	C	B	A	B

審査委員の講評 (総合)	<p>NPO・行政それぞれの目的がうまくかみ合い、共働の相乗効果は上がっていると思われる。</p> <p>放課後の学校の活用及び子どもたちへの遊びの提供が出来た意義は大きく、共働にふさわしい取組として高く評価できる。</p> <p>共働事業からの自立で、さらなる発展が期待される事業である。</p> <p>今後、他校、他地域でチルドレンミュージアムの活用を広めるにあたっては、一度も体験したことがない学校でも実施できるように、誰もが指導できるようなシステムを構築する必要がある。</p> <p>希望校が手頃な費用負担で実施できるように配慮するとともに、財政面や、スタッフの確保、企画内容の拡充などについても、今後の各校区・地域での展開方法を研究されたい。</p> <p>チルドレンミュージアムをきっかけに、各地で子どもたちの居場所作りを進めてほしい。</p> <p>ネットワークの拡大と、学校も含めた共働体制確立に向けて、行政側の努力を期待したい。</p>	<p>NPOと行政が目的をしっかりと共有して活動しており、共働のプロセスが評価できる。</p> <p>子どもたちがメディアに依存するのではなく、メディアを主体的に活用するためのプログラムや啓発はとて重要な課題であり、子どものメディア接触と心身の発達に関する実態調査を行い、多くの有効なデータが収集・分析できたことは共働事業の成果として高く評価できる。</p> <p>メディアリテラシーの効果は目に見える形で現れにくい。その難しい課題を、家庭の有り様も含めて社会全体に訴え、改善していく必要がある。</p> <p>そのためにも、今後実態調査の分析結果を教育現場、家庭、地域において効果的に活かすことが重要である。</p> <p>実態調査の結果をどう活用し、対策をどう具体化していくのか、研究してほしい。</p> <p>また、メディアや事業者への働きかけも重要ではないかと思われる。</p> <p>調査内容も素晴らしいので、22年度のプログラム推進者養成講座での推進者育成や、市民への啓発事業に期待したい。</p>	<p>青年期のひきこもりへの支援という課題に対し、共働で取り組み、成果を上げたことは高く評価できる。関連部署とNPOがうまく歯車を合わせて活動を推進していったことがうかがえた。</p> <p>何より家族の負担を軽減した事が成果と思われる。</p> <p>従来把握が困難であったひきこもり当事者や家族の現状と、求められる今後の支援のあり方について、家族会・支援団体・行政の強い連携と協力のもと、実態調査を実施されたことは、素晴らしい取り組みとして評価できる。</p> <p>また、共働事業の成果を踏まえ、短期間のうちに行政が「成人期ひきこもり地域支援センター（仮称）」の開設に発展させた点も、他の共働事業の参考となる。ここまでの成果を上げるまでに、担当者の苦労も大きかったことは容易に想像できる。</p> <p>今後も家族会や支援団体、他のNPOと大いに連携しながら、この事業の展開として開設が予定されている「成人期ひきこもり地域支援センター（仮称）」において、さらなる支援体制が確立されることを期待する。</p>	<p>企業のワーク・ライフ・バランスの推進は社会的課題であり、その実態を抽出したことは評価できる。</p> <p>一方、その意義を浸透させることは容易ではなく、それだけに活動も難しいものと理解する。企業を対象とした実践セミナーの実績があらなかったことが、結果として残念であった。</p> <p>自己評価では、かなり消極的な評価が多かったが、もともと企業の関心度の低さが問題の根底にあるため、まずはそこから始めるという点が明確になったのではないかとと思われる。</p> <p>企業ニーズの把握と掘り起こしが今ひとつであったとも思われるので、企業にとってどんな付加価値をプラスしていくのかを探してほしい。</p> <p>この事業には企業の理解と協力が欠かせない。今後は企業を巻き込むかたちでの共働体制の検討や、行政内部や県との連携も積極的に進めてほしい。</p> <p>行政が地道に企業、特に中小企業、さらには地域社会にアプローチしていただきたい。</p>	<p>NPOと行政の共働に加え、地域住民も巻き込んだ共働事業を目指しているところは興味深く、21年度に地域住民や各種団体を巻き込んで、協働やアドボカシーなどを行う基盤づくりを手掛けた点は大きい。</p> <p>また、公園・まちづくりの核として、公園の管理・運営の組織づくりを目指し、共働推進体制を構築したことは、一つの成果として評価できる。</p> <p>一方、地域との関わりがまだ不十分と感じられる点もあり、今後地域を一段と巻き込む必要性を感じる。</p> <p>23年度にかなたけの里公園が暫定オープンする予定なので、22年度が行政が進める公園整備事業と公園の管理・運営方針との調整を行い、2年間で実現する形にしたい。</p> <p>この事業には企業の理解と協力が欠かせない。今後は企業を巻き込むかたちでの共働体制の検討や、行政内部や県との連携も積極的に進めてほしい。</p> <p>地域振興は、地域住民の理解と、継続させる工夫（仕掛け）が重要である。NPOと地域との連携のモデル事業として期待している。</p>	<p>志賀島特有の歴史も含めた財産を活用した活動は評価できる。</p> <p>また、公園・まちづくりの核として、地域住民や関係団体が各々の特性を活かして共働した好例であり、成果は大きいと思われる。</p> <p>樹林地の調査・樹木の伐採や、展望台までのルート整備、史跡ガイドツアーを行う、実行力を発揮し成果に結びつけたことも高く評価できる。</p> <p>共働の効果として、NPOの経理技術の向上が挙げられている点から、NPOの成長（マネジメント能力の向上）が確認され好ましい。</p> <p>地域資源の活用とホスピタリティをいかしたまちづくりを、地域やNPOとの共働で実現する方法は他の地域振興にも大いに参考となると思われる。また楠の会（ひきこもり青年の家族会）との共働にも期待したい。</p> <p>時間の経過により、今後も何年かおと、このような取り組みが必要となるが、その際の担い手の確保が課題である。</p> <p>これらの事業は、樹林地や散策ルートの管理運営の比重が大きいため、地元で継続的に管理運営が行えるよう、今後の検討が求められる。</p>	<p>少子高齢化に向けた対応は、日本やアジアが直面する課題である。福岡市内にある高齢者施設等に、アジア諸国から視察研修に来られる際のコーディネートも、NPOが共働で取り組むことはタイムリーな事業である。</p> <p>福祉に着眼した活動は、福岡市をアジアにPRする効果もある。事業の目的に沿って、成果に結びついていることが評価され、福岡市のイメージアップにも寄与できる事業と思われる。</p> <p>一方、行政担当課として共働しようとする姿勢がやや消極的である。また、共働事業としての行政の役割がやはり魅力的であり、担当課がNPOの活動に頼りきりになっていることも懸念される。共働の体制を早急に再構築するべきである。</p> <p>視察コーディネート事業の次のステップとして、行政施設との連携、NPOの信用度のさらなる向上、ビジネスモデルの確立や、福祉分野以外での活動への拡大など、それぞれの立場で検討することが必要である。</p>
	22年度の事業展開	放課後の遊び場づくりモデル校のうち希望する校区とNPOが連携して実施	共働事業として継続	成人期ひきこもり地域支援センター（仮称）を設立予定	共働事業として継続	共働事業として継続	共働事業として継続

評価の基準	A: 共働の取組、事業の成果が優れている
	B: 共働の取組、事業の成果がやや優れている
評価の基準	C: 共働の取組、事業の成果ともどちらでもない
	D: 共働の取組、事業の成果ともに努力が必要である
評価の基準	E: 共働の取組、事業の成果とも不十分で、一層の努力が必要である

2. 報告会参加者の投票結果・事業への意見感想

●報告会参加者が「共働の効果が出ている事業」、「よくやっていると思う事業」に投票した結果（得票数の多い順）と、各事業へのご意見や感想を記載。

事業名	チルドレンミュージアム事業	子どもとメディアのよい関係づくり事業	ひきこもり青年社会参加支援事業	企業向けワークライフバランス実践セミナー	かなたけの里公園を拠点としたまちづくり事業	志賀島歴史と自然のルートづくり事業	海外エイジング視察コーディネート事業
投票順位	3	6	1	7	4	2	4
事業への意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者、子ども共に満足度の高い事業なので、全校として継続的に実施できるようにPR活動やノウハウ作成、指導者の育成なども今後積極的に活動していただきたいと思ふ。 ●良い意味で「来たかった」という言葉が印象的でした。市との連携がうまくいったのは嬉しい点で、互いが得意分野で力を発揮し円滑に進んだのが良かったです。 ●学校が主体的に取り組む始めているという報告を受けて共働の成果を実感することができた。 ●子どもたちが遊ばなくなっているという現状を救おうということで、子供たちが普段体験できないことができ、子供たちにとってもとても貴重な経験になったと思ふ。 ●さらに地域に根付いた活動が行われればよい。できる限り学校、親子、地域を中心に広げる活動が大切だと思ふ。 ●大学生や他NPOとの協力等、今後の発展に向けたビジョンがあり、すばらしいと思ふ。「チルドレンミュージアム」という言葉を聞く機会が増えればよいと思ふ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共働することが、実態に即した調査結果を生んでいると感じた。 ●現代の子ども達にとってメディア（特に携帯電話）との関わり方については、難しいものがあると思ふ。今年度の事業展開に期待する。 ●共働での調査等がうまくいったのは理解できた。評価につながる展開は今後の取組の模範だと思ふ。 ●共働事業の効果として「効率的」という単語がでていたのが、おもしろかったです。NPOとの共働は効率が悪くならずというイメージが払拭されました。 ●子どもたちが遊ぶなくなっているという現状を救おうということで、子供たちが普段体験できないことができ、子供たちにとってもとても貴重な経験になったと思ふ。 ●メディアの害だけを伝えてもあまり効果がない。メディアの良さも含めて、良い関係の良い活用を提案してほしい。 ●啓発講座は長期にわたる実施が必要なのかと思われず。 ●前年度の事業では重要なデータが入手できたと思う。今年度の啓発を通じてメディアへの依存が緩和できればよいと思ふ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●成果がわかりやすく次のステップがみえやすかった。単年度実施なものスピード感と深さがあったと思う。 ●共働担当課の熱意（本気度）を感じました。 ●2つのNPOと行政が一つの課題に対しては汗をかく共働事業のひとつのモデルとして感じました。行政の方が行政らしさを出すことですばらしい結果を出していると思ふ。 ●非常に難しいと思われた本人へのアンケート調査による現状把握やひきこもり青年の居場所開説、ネットワーク会議の開催等、実績が上がったことは評価出来る。次の展開が楽しみです。 ●「ひきこもり青年の集い」の効果が印象的でした。継続的に参加した人すべてが確実に変わっていったこと、社会問題のひきこもりの対策として今後拡大していくと良いのでは、と思ふ。 ●実際に社会に踏み込むことのできた人という報告を受け、新設を出していることに期待が膨らんだ。 ●NPOの方の熱意が印象的だった。 ●三者の熱い思いでマッチングが大成功した事例だと思ふ。このネットワークが更に広がっていくと良いですね。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させて、働きやすい環境ができれば良いと思ふ。しっかりと成果を出してほしい。 ●テーマが幅広く、子育てや介護などに特化した取組がより効果的と考えられる。国や県との連携は具体的に何を連携し、どう役割分担するかを先に考えるべき。 ●ワーク・ライフ・バランスという考えは依然として新鮮です。この言葉が持つ意味が分かりやすく広報する必要があるのではないだろうか。 ●企業のニーズに対応した、という着眼点が良かったと思ふ。押しつけではない、広くニーズに対応したプログラムの充実を図って頂きたいと思ふ。 ●セミナー以外の企業サポートの方策も検討されてはよいと思ふ。 ●企業に余裕がない不景気状況の中で実施するのは難しかったと思ふ。若い世代の子育てに企業を絞ってみてはどうか。 ●行政の「信頼」をバックに機動的にNPOが自由にできる細かに活動することで、今後が楽しみです。是非とも「信」をください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●都会と自然が近接した市の特徴を活かした事業だと感じました。他の都市にない豊かな自然を活かすことで、福岡市の強みや強みのあるものにしていくようにその核と強固にしたいです。 ●ゴール目標が明確なので、地域の声を生かせるよう、うまく共働を進めていっていただきたいと思ふ。 ●NPOと地域と行政の共働ということ、地域の方もこの事業に深く関わっていることが、わかりました。23年度のオープンに向け、公園を中心とした地域の活性化がより一層進むといいと思ふ。 ●市民と行政をつなぐNPOが理想的な活動がされた事業だと思ふ。公共施設のオープンに際し、今後モデルケースとなり得る事業になったと思ふ。 ●行政、NPO、地域が一体となって取り組んでいることが理解でき、ますます共働事業だと感じられた。今後の運営は指定管理者制度との関係整理が必要だが、必ず良い方向に行くのではないかとと思ふ。 ●地域の活性化は必ずしも問題であると思ふ。広大なかなたけの里公園が、地元住民と福岡市住民のふれあいの場となるよう願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共事業が行えない民地の整備について、ボランティアの能力を超える場合などでもよい取り組みであると思ふ。 ●NPOの取り組みが光る事業だった。福岡市の財産の魅力づくりに大きく貢献していただいていると思ふ。 ●長年の課題を行政、NPO、地域という多くの方の知恵と技術を持ち寄って成果が出ている、よい事例ですね。やはり、たくさんの方が関わることで何か生まれるのですね。 ●様々な団体との関わりの中で、共働の有効な活動にすることが納得できました。今後のまちづくりにうまく繋げていっていただけたらと思ふ。 ●民地の問題を解決できたことは、共働の成果だと思ふ。活性化構想や別事業等との結びつき等、柔軟な対応が見られ、素晴らしいと思ふ。事業終了後の継続も重要だと思ふ。 ●民有地が多く存在する志賀島の環境整備事業は行政だけではできないが、それをNPOとの共働で地域を巻き込んで行っているところに意義がある。これこそ、共働事業、という感じである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共働の効果・メリットがわかりやすく成果の大きい内容だと思ふ。今後の活動（福祉以外の分野や他国の受け入れ・交流など）の拡がりを期待しています。 ●マンパワー、技術等の不足を補うのにNPOが有効だという事例として優良と考えます。継続できる仕組みづくりが重要ですが、資金をどう調達していくか考えるべきだと思ふ。 ●今回の共働が非常に足がかりにして、福岡市に誇れるような福祉の街へと成長させていってほしいです。 ●NPOの取り組みが大きなウエートを占めている事業で、共働の要素が乏しかったなと思ふ。ただし活動は福岡の評価を上げる意味で非常に価値あるものだと思ふ。 ●課題と需要がマッチングしたよい事業だと思ふ。今後の多方面への発展、集客につながる取組など可能性を大きく秘めた共働事業だと思ふ。 ●エイジングに限らず、子育て分野、まちづくり分野などに波及した分野に応用できる事業だと思ふ。是非、頑張ってください。

NPO活動の促進の検討について

NPOの人材について

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・ボランティア団体の人材不足解消 ・NPOの組織基盤強化。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生ボランティアしている人の割合 ・一般ボランティアしている人の割合

	項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考
人材について	●ボランティア・インターンシップ事業について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・あすみんの指定管理業務として「ボランティア・インターンシップ事業」を実施する。 (目的)NPO・ボランティア活動やコミュニティ活動をはじめめるきっかけを提供し、市民公益活動の活性化を促す。 (概要)あすみんが受入団体と体験希望者とのコーディネートを行う。 (対象)NPO・ボランティア活動やコミュニティ活動に興味がある市民 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年300名弱の人がボランティア体験し、その1割強が活動を継続しており、事業の一定の効果があげている。しかし、市の委託事業ということで、現場(あすみん)での柔軟な対応が取りにくい点もあり、あすみんの創意工夫で、他の事業(ボランティア入門講座、あすみんフェア、広報)など関連を持たせることにより事業効果を大きくすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【我孫子市】ようこそ地域活動インターンシップ・プログラム (内容)市民活動やボランティアなど地域で行われている活動に関心のある方が、市内の市民活動団体や施設での活動を体験する。 (特徴)体験希望者、受入団体希望、随時受付。
	●仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みについて検討	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みをつくる。 (目的)専門的な知識・技術・経験を持つ社会人が社会貢献するきっかけを提供する。 ・NPOの組織基盤を強化する。 (概要)専門的な知識・技術・経験を持つ社会人が福岡市に登録する。一方、組織基盤強化を望むNPOが福岡市に対し、課題解決のための助成申請を行う。福岡市は、審査を行い、助成先のNPO及び助成先のNPOの課題解決のためのプロジェクトチームを社会人登録者の中から編成し、助成を行う。 (実施方法)将来的には委託先の自主事業として展開できるようにプロボノに関心のある中間支援組織等に委託。 	<ul style="list-style-type: none"> (プロボノ登録者) ・社会貢献するきっかけ ・自身のスキルアップ ・社外のネットワーク構築(企業) ・CSRの一環 ・社内人材の育成(NPO) ・NPO活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 【特定非営利活動法人 SERVICEGRANT】サービスグラント (内容)プロフェッショナルスキルを持った社会人を「プロボノワーカー」として登録し、支援先のNPOを厳正に審査・採択した上で、プロボノワーカー4～6名からなるプロジェクトチームを編成、約6ヶ月後のプロセスで、具体的な成果物をNPOへ提供。 (特徴)プロボノ登録随時、助成先NPOの採択年4回締切
	●若年期における体験と意識啓発を促す方策について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・あすみんにおいて、若年期を対象にNPO・ボランティア講座や体験を夏休みなどに実施する。 (目的)若年期からNPOやボランティア活動に対する理解を促す。 (概要)夏休みに、NPO・ボランティア講座をあすみんで実施する。また、ボランティア・インターンシップ(学生用夏休み版)を作成し、実際に活動を体験してもらう。 (対象)市内の小、中、高校生 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のボランティア・インターンシップでは対象を限定しておらず、特に小中学生が参加する場合は難しい。配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 【さいたま市社会福祉協議会】さいたま夏のボランティア体験 (内容)夏休みに小、中、高、大、(社)を対象を限定したボランティア体験(1日)を実施。 (特徴)体験申し込みは社会福祉協議会。 【我孫子市】子ども&若者のためのNPO・ボランティア体験 (内容)小・中・高・大を対象に、体験できるボランティアを掲載した情報誌を定期的に発行し、小中学校教室に掲示するほか、公共施設にて配布している。 (特徴)体験申し込みは直接受入団体

NPOのモノ・場所について

制度の目的	NPO・ボランティア団体活動の促進を図る。
成果指標	あすみん登録団体数

	項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考
(モノ・場所について)	●NPO・ボランティア交流センターを活用した支援策について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・ボランティア交流センターの機能面の強化を図るとともに、NPOと他公的施設との連携を強化し、NPO活動の支援を図る。 ・NPO・ボランティア交流センターの今後の在り方について、市民公益活動を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、平成24年度に所要の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の利用者アンケートにおいて、施設全般については概ね高評価を得ているが、セミナールームなどの不足感はあるため、活動と情報発信の場の提供に繋がる。 ・認証及び認定事務を指定都市で行うことにより、これまでと大きく環境が変わるため、これを踏まえた効果的なセンター運営に繋げることができる。加えて、次期指定管理者の募集要領作成にも繋げることが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナールームはH21年度実績で年間749団体、12,063人に利用されている。

NPOの資金について

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の財政基盤の強化と自立の促進を図る。 NPOへの寄付や会員入会を通して市民の社会貢献への参画を進める。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 市内NPOの会費、寄附金の収入動向 市内の認定NPOの数

項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考	
(資金について)	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO活動の周知・広報による支援策について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 国における動向踏まえ、情報開示・発信基盤の整備を行い、これを通じて、NPO活動の周知・広報の強化を図る。 市の施設でNPOの活動を紹介しますチラシ等の配布が可能な場所の情報や所管課等に配布協力を依頼する方法などを整理しNPOに周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> NPOにとって、チラシを市役所内に置く手続きが煩雑なため、本市における情報提供の方法を周知することによりNPOによる活動のPRを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市への認証権限移譲を定めた第2次一括法案が平成23年4月5日に国会提出されている。 条例指定による個人住民税の寄附金税額控除が必要なケース(これに伴うPST免除が必要なケース)については、絶対値基準や、仮認定制度などの新認定要件が導入されることから、平成24年度以降の運用状況を踏まえながら、条例指定を行う場合の考え方等について、税務部門をはじめ関係機関との協議を行っていく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●国の動向を踏まえ、市民公益税制に関連した検討と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな認定制度の創設を踏まえ、NPO法人及び市民・企業に同制度のPRを図り、NPO自身による資金獲得と寄附文化の醸成を図る。 また、NPO法人の認定状況等踏まえ、市民公益税制についても、必要に応じて検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定NPO制度を周知することにより、市民に認定NPO法人が信頼できる団体であることを理解してもらうことが可能となる。 NPO法人が認定要件をクリアできるよう努力することにより団体のマネジメント能力が向上し、また、これによって、寄付者が安心してNPOに資金を提供できる運営体制であることが外部からも可視化される。 	

NPO活動支援基金の検討について

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人へ財政的支援を行い、財政基盤の強化と自立の促進を図る。 市民の寄付を通じた社会貢献意欲を高めるとともに、NPO活動への理解を深める。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 基金制度の認知度 寄付総額 希望付き寄付の件数

項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考	
(福岡市NPO活動支援基金)	<ul style="list-style-type: none"> ●基金制度に係る周知・広報の方策について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けリーフレットを活用し、企業への営業活動を行う。 市政だより、市政広報番組、報道などへの働きかけ強化する。 フリーペーパー等新たな広報媒体へのアプローチを行う。 寄付イベントを実施する。 助成事業の実施に際しては、NPO活動支援基金の助成事業であることを明記を義務づける。 認証事務や認定事務が権限委譲され、NPO法人と直接接する際に、制度の周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業のCSR意識が高まっており、企業に対して社会貢献の一つの方法として提案することにより、企業からの寄付が望める。 制度の認知度が低く(市政アンケート約5%、団体基本調査約40%)、また、基金への寄付が増えるための条件整備として「制度の認知度向上(市政アンケート約76%)」があげられており、基金の活性化には、制度の周知が不可欠。 従来の広報方法の強化に加え、従来の広報媒体に触れない層に対するアプローチを行うことにより、新たな寄付者獲得を目指す。 NPO法人と直接接する際に、基金制度活用のメリットを説明することにより、NPO法人の希望付き寄付獲得へ向けた活動の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付付き商品・・・札幌市、京都地域創造基金 寄付のカード決済・・・横浜市、日本財団 香典を寄付・・・横浜市、日本財団 クリック募金・・・山形県 遺言による寄付・・・日本財団 寄付イベントの実施・・・せんだい・みやぎNPOセンター ●補助上限回数設定● <ul style="list-style-type: none"> 仙台市、川崎市、新潟市・・・3回(事業基準) 相模原市・・・3回(団体基準) さいたま市・・・2回(団体基準) 北九州市・・・1回(事業基準) 大阪市・・・年度ごとに決定 ●補助率の設定● <ul style="list-style-type: none"> 相模原市・・・90% 川崎市、相模原市・・・80% 札幌市、川崎市、新潟市、浜松市、大阪市、神戸市、北九州市・・・50% 【宮城県】組織開発(人材育成を含む)支援プログラム (目的)強固で安定した組織の開発、活動基盤の整備 (概要)組織の抱えている課題の解決を目的とした組織づくりや人材育成・情報発信の体制を強化したいNPOに対し必要な費用を助成。 (助成例)・組織強化活動(新規会員とボランティア募集のための講演会、ボランティアの質の向上を目指すための研修、先進事例の視察等) ・事務局運営能力強化(組織開発・人材育成についてのワークショップ、専門学習会、他都市の先進団体との交流等) 【千葉県】パワーアップ補助金 (目的)NPOの自立促進 (概要)NPOの組織運営の充実を図ることを目的に、団体が行う人材育成などの組織基盤強化の取り組みに必要な費用を助成。 (助成例)支援者拡大に向けての事業(HPの充実、HP作成技術研修など) 【横浜市】アドバイザー派遣 (目的)団体の自立促進、安定的な運営支援 (概要)・税務・社会保険等の分野の専門家を団体に派遣 ・報酬(1回20,000円)のうち団体負担分5,000円を除いた額を助成。 【東海ろうきん】事業型NPO育成支援助成プログラム (目的)新たな基軸事業を確立させ、事業型NPOとして成長を目指す団体を支援。 (内容)・助成金の50%まで人件費・家賃へ充当可。 ・助成金の10%が中間支援組織へ支払われ、団体は、運営サポートを受ける。
	<ul style="list-style-type: none"> ●寄付者に寄付金の使途や成果等の情報をわかりやすく提供する方策について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付のメニュー化の継続実施 助成実績報告書の作成 寄付者へのお礼状(助成団体作成)の制度化 助成事業の実施に際しては、NPO活動支援基金の助成事業であることを明記することを義務づける。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 「寄付金の使途が明確(市政アンケート約86%)」ということが寄付をする際に重要視されている。 基金への寄付が増えるための条件整備として「寄付金の使途や助成先が示され、分かりやすく選べるようにする(市政アンケート約72%)」との意見が多い。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●支援者を得やすい方策について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付のカード決済 クリック募金 寄付付き商品の開発 香典を寄付 遺言による寄付 寄付イベントの実施【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の寄付は、手続きが煩雑である。寄付のカード決済やクリック募金の導入により、インターネットを使い、気軽に行うことができ、若い世代からの寄付が期待できる。 香典による寄付や遺言による寄付は他の基金での実績もある。 不要入れ歯回収事業(22年度:約2万円)や寄付付き自動販売機事業(22年度想定:約45万円)は一定の成果を上げている。 新しい取り組みをすることで、マスコミ報道でとりあげられる可能性もあり、制度周知にもつながる(不要入れ歯リサイクル:ボックス設置4紙、初回収2紙寄付付き自動販売機:TV1社、新聞2紙) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●補助資格要件、補助率、補助上限回数について検討(希望付き寄付の場合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限回数を団体を基準として2回までとする。(但し、希望付き寄付があった場合は、カウントしない) 補助率を90%以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 16年度から22年度に助成した事業は、24法人36事業であり、9法人が複数回助成を受けている。多くのNPO法人を支援するため、助成回数の制限を設ける必要がある。 設立間もなく実績等がないNPO法人でも事業が実施できるよう事業助成を行うが、NPO法人の自立を促すため、補助率や助成回数の上限を設定する必要がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●団体補助について検討(希望付き寄付の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 【希望付き寄付の場合】 現在の補助対象である地域社会の発展に資する活動で17分野のいずれかに該当する事業以外に、組織基盤強化のための費用も補助対象とできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の事業補助では、補助がなくなったら、事業が成立しなくなるという現状がある。 NPO法人の多くは組織的基盤が脆弱であり、事業を継続的に実施するためには、自立的に活動しうるように、組織基盤を強化する必要がある。 NPO法人自身が寄付を集めるインセンティブを設け、NPO法人による自助努力を促す。 	

NPOの情報・ネットワーク・信頼について

制度の目的	情報の開示により市民に信頼されるNPOの成長・発展を図る。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・HPを開設しているNPOの割合 ・NPOと地域、行政、企業、大学による連携事業の実施数 ・自己(診断)評価を行い公表するNPOの数

	項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考
(情報・ネットワーク・信頼について)	●NPO活動の周知・広報による支援策について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・国における動向踏まえ、情報開示・発信基盤の整備を行い、これを通じて、NPO活動の周知・広報の強化を図る。 ・市の施設でNPOの活動を紹介するチラシ等の配布が可能な場所の情報や所管課等に配布協力を依頼する方法などを整理しNPOに周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOにとって、チラシを市役所内に置く手続きが煩雑なため、本市における情報提供の方法を周知することによりNPOによる活動のPRを支援する。 	
	●NPOボランティア交流センターを活用した支援策について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・ボランティア交流センターの機能面の強化を図るとともに、NPOと他公的施設との連携を強化し、NPO活動の支援を図る。 ・NPO・ボランティア交流センターの今後の在り方について、市民公益活動を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、平成24年度に所要の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の利用者アンケートにおいて、施設全般については概ね高評価を得ているが、セミナールームなどの不足感はあるため、活動と情報発信の場の提供に繋がる。 ・認証及び認定事務を指定都市で行うことにより、これまでと大きく環境が変わるため、これを踏まえた効果的なセンター運営に繋げることができる。加えて、次期指定管理者の募集要領作成にも繋げることが可能となる。 	
	●NPOの実態や活動状況等を理解し易い仕組みについて検討	<ul style="list-style-type: none"> ・国における動向踏まえ、情報開示・発信基盤の整備を行う。 ・その際、会員数、寄付金、事業受託、市や他の団体との共働実績など、NPO自身が行う情報の充実に配慮する。 ・「エクセレントNPO」の評価基準である「市民性」「社会変革性」「組織安定性」を参考としつつ、希望するNPOが自己診断(評価)を行い、広く市民に公表することができるように情報開示の基盤を整備する。 ・申請団体の了承のもと、認定NPOの申請にかかる書類をHPなどで公開し、行政による評価の代わりとすることを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の標準開示フォーマットに市独自の項目を拡充することにより、市民がより深くNPOを理解することができる。 ・NPO自身が入力することができる項目を設定することにより情報の提供速度の向上と情報開示意識の向上が期待できる。 ・NPOが自らベンチマークを設定しその到達に向け努力することによりNPOの成長・発展を図るとともに、到達レベルを自己診断し、公開することにより、市民の信頼性を向上させることができる。 ・認定の申請にあたっては、PST要件の他にも法令違反の有無、共益的な活動の占める割合や、適切な情報公開、など申請NPOの活動に関する多くの書類を所管庁に対し提出することとされており、これを公開することにより、NPOの実態や信頼性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の「情報開示・発信基盤整備の在り方について」において、NPO法人等に関する標準開示フォーマットが示されている。 ・「エクセレントNPO」の評価基準 (「エクセレントNPO」をめざそう市民会議 編)
	●国の動向を踏まえ、NPO法人の認証及び認定に関連した検討と適切な事務実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向を踏まえつつ、必要に応じて「NPO法の運用指針」を定めることとし、NPO法人の認証及び認定の事務を適切に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用指針を明らかにすることにより、市民によるNPOのチェックを容易にすることができる。 ・また、NPO法人にとっても運用上の適法・違法など、予見可能性を担保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県において「NPO法の運用方針」を定めており、NPO活動の市民への公開ルールが明示している。 ・ただし、国においても手引書の改正が進められているため、新制度の検討状況とともに、手引書の改正作業を注視する必要がある。

共働の推進について

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体による共働によるまちづくりの促進を図る。 ●共働の環境が整備され、日常的・自発的に共働事業が実施される。
成果指標	●各局が実施する共働事業件数

その他の多様な共働について

	項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考
(その他の多様な共働について)	●後援名義、委託、補助、物的支援、広報支援等、その他の共働について、手続きや方法を明確に示す方法について検討	後援名義、委託、補助、共催、物的支援、広報支援等の共働について、手続きやマニュアルを作成する。	●共働の促進 ・共働の理解が深まる。 ・共働したいと思っている、NPOや、市担当課が、共働に取り組みやすくなる。	
	●各局が実施する補助、委託、広報支援、名義後援等について、情報提供の方策について検討	【再掲】 各局の事業(既存事業・当該年度実施事業も含む)のうち、NPOとの共働を検討しているもの、多様な提案を募集したいと思っているもの、企画提案を受けたいと思っているものなど、各局が求めている共働に関する情報を取りまとめホームページで公表するなど、効果的に公表する。	・共働事業提案制度以外の、NPOとの共働(委託・補助・共催)について、情報を一括して発信することによって、NPO側も自身の活動にあった、共働手法を選択することができ、共働によるまちづくりの活性化につながる。 ・とりまとめて公表することで、多様な主体から、効果的な提案が出される。	【静岡市】 NPOを対象とした公募型協働事業、市が主催、共催する事業やイベントなどのボランティアの募集情報を、HPで一覧で掲載。 【島根県】 協働事例データベース 【横浜市】 協働情報バンク 【神奈川県】 県提案型協働事業 各局がそれぞれ募集、その情報を一括して配信
	●共働に取り組む市担当課をサポートする体制について検討	【再掲】 ●共働推進体制の整備 あすみんで共働についての相談に対応できるようにする。		
	●企業など多様な主体とNPOを結び付ける方策について検討	共働事業提案制度に、NPOと企業、NPOと大学など、多様な主体による合同提案を推進する。	●多様な主体による共働の実現 ・共働事業提案制度をきっかけに、多様な主体の共働へと広がる。 ・共働事業の質の向上、市民性の醸成、が期待できる。 ・共働事業終了後の事業の形をより早い段階から検討できる。 ・共働事業終了後の事業の継続(NPOが他の協力団体と共に推進)がより促進される。	

行政内部における共働体制の整備について

	項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考
(制度の整備・構築)	●後援名義、委託、補助、物的支援、広報支援等を含めた共働について、手続きや方法を明確に示す方法について検討	【再掲】 後援名義、委託、補助、共催、物的支援、広報支援等の共働について、手続きやマニュアルを作成する。	●共働の促進 ・共働の理解が深まる。 ・共働したいと思っている、NPOや、市担当課が、共働に取り組みやすくなる。	
(職員の意識啓発・育成)	●市民、NPO、市職員が参加する「共働カフェ」について検討	市民、NPO、市職員が参加し、出会い、語り合い、共感し合う場「共働カフェ」を開催する。		
	●NPOの実態や活動状況等を理解し易い仕組みについて検討	※NPO活動の促進「情報・ネットワーク」の欄で検討。		
(庁内組織の体制)	●共働に取り組む市担当課をサポートする体制について検討			

共働事業提案制度の検討について

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●きめの細かい市民サービスの提供と、効果的・効率的な社会課題の解決を図ること ●先駆的な課題や行政が捉えていない市民ニーズの発掘とその課題への取組みを可能にすること <p>これらに加えて、共働事業提案制度を通じて、以下の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめの細かい市民サービスの提供と、効果的・効率的な社会課題の解決が可能になる。 ・先駆的な課題や行政が捉えていない市民ニーズの発掘とその課題への取組みを可能になる。 ・NPOをはじめとする団体が公共の担い手として市民に認知される。 ・市民が主体的にまちづくりに関わるようになる。 ・行政に共働のノウハウが蓄積され、職員の意識改革や更なる共働の推進に資する。 ・NPOとの共働も含めた事業手法の多様化に繋がり、行政改革に資する。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の満足度: 70% ●提案件数: 年間20件

共働事業提案制度について

	項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考
(制度概要)	<ul style="list-style-type: none"> ●市担当課の自主性、主体性をより発揮し易い仕組みについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●市課題シートの見直し 応募の手引の、市が共働を希望する課題シートに共働の具体的なメニュー(内容)を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●提案件数の増加 ・具体的なメニューをわかりやすく示すことによって、NPOから提案しやすくなる。 ●市担当課の思いの明確化 ●内容の具体化による提案内容の質の向上 ・市が求めている事業の内容をNPOに分かりやすく伝えることができる。 ・課題を抱える市担当課の思いや具体的な共働の内容を理解した上で、NPOが提案するため、質の高い提案内容となる。 ・市の役割を具体的に示すことによって、共働事業提案制度が目指している共働の手法が、分かりやすくなる。 	【相模原市】協働事業提案制度 役割チェックボックス 資金/人/物/会場/広報/情報/その他
		<ul style="list-style-type: none"> ●提案団体からのヒアリング方法の見直し 提案書受付後、第1次審査前に、市担当課同席により提案団体より企画内容の説明を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●書面だけでは判断できないNPOの思いがわかる ・早い段階から提案団体と市担当課が面談することによって、思いの共有をはかることによって、双方の思い違いや、思いこみによる、意見の相違を、できる限り防ぐことができる。 ・提案書(書面)だけで、市担当課が提案に対する担当課としての「意見シート」を記載しているが、書面だけでは、判断が難しいため、意見シート提出前に、直接面談する機会を設けることによって、提案書の詳細な内容や、NPOの提案にかける思いなどを、聞くことによって、市担当課が判断しやすくなる。 	【島根県】しまね協働実践事業 ・事業担当課との事前協議の実施 協働の円滑な実施のため、提案団体は事業担当課と提案事業内容について事前に協議し、双方で合意した事業内容により提案団体が応募することを条件としている。協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意。テーマの詳細、打合せ日時等は直接担当課に相談。
		<ul style="list-style-type: none"> ●市意見シートの見直し 意見シートに、提案事業内容を、市担当課において、共働の視点や、有効性・効率性の視点など、各項目について判断し記載する欄を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市担当課がより主体的に事業にかかわることができる。 ●共働は共有共感できなければ成功しない。 	【千葉県】県とNPOとの協働事業提案制度 前年度に実施した「県とNPOとの個別意見交換会」に参加していることが、提案の条件。(義務化)
	<ul style="list-style-type: none"> ●NPOが提案し易い方策について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●共働推進体制の整備 あすみんで共働についての相談に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共働が促進される ・共働に取り組みたい市担当課やNPOが、相談をすることができる。 ・あすみんスタッフの育成、あすみん機能の拡充につながる。 ・共働促進アドバイザーの育成。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】 ●市課題シートの見直し 応募の手引の、市が共働を希望する課題シートに共働の具体的なメニュー(内容)を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●提案件数の増加 ・具体的なメニューをわかりやすく示すことによって、NPOから提案しやすくなる。 ●市担当課の思いの明確化 ●内容の具体化による提案内容の質の向上 ・市が求めている事業の内容をNPOに分かりやすく伝えることができる。 ・課題を抱える市担当課の思いや具体的な共働の内容を理解した上で、NPOが提案するため、質の高い提案内容となる。 ・市の役割を具体的に示すことによって、共働事業提案制度が目指している共働の手法が、分かりやすくなる。 	【相模原市】協働事業提案制度 役割チェックボックス 資金/人/物/会場/広報/情報/その他
		<ul style="list-style-type: none"> ●審査の簡素化 事業の採択を第2次審査で確定させる。第2次審査において審査委員から採択の条件が出た場合は、個別に提案団体に伝え、その条件で実施できる場合はそのまま採択確定とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●審査のスピードアップとNPOの負担軽減 ・審査回数減によって、NPOが提案しやすくなる。 ・市担当課の負担減、NPOの負担減によって、市担当課もNPOも、共働事業に取り組みやすくなる。 	【千葉県】県とNPOとの協働事業提案制度 1次審査・公開プレゼン・2次審査 【相模原市】協働事業提案制度 公開プレゼン・審査 【奈良県】基金を活用した県とNPOとの協働事業 書面審査・公開プレゼン・第2次審査 【静岡市】協働パイロット事業 書面審査・面接審査
		<ul style="list-style-type: none"> ●制度が目指す共働のあり方についての明示 応募の手引に、共働の手法として委託・補助・本制度が目指す実行委員会形式の共働のあり方を、NPOにわかりやすく示して、事業提案前に事業実施のイメージを掴みやすくする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共働への理解促進 ・共働事業提案制度に馴染む提案が増える。(補助や委託と勘違いした提案が減る) ・制度が目指している共働のカタチを、行政、NPO、双方が理解できる。 	【千葉県】県とNPOとの協働事業提案制度 応募の手引きに、委託、補助、共催、実行委員会、事業協力の説明を記載。 【奈良県】基金を活用した県とNPOとの協働事業 応募の手引きに、共催、実行委員会・協議会、事業協力、委託の説明を記載。
	<ul style="list-style-type: none"> ●市とNPOとの共働協定の内容について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●協定書の記載項目の見直し 共働協定書の内容について、以下の項目を明記するようにする。 ・実行委員会組織 ・文書保存年限 ・成果の帰属(共働事業を終了したときも含め) ・事業収入の取り扱い ・損害時・問題発生時の対応 ・第三者に損害を与えた場合の賠償責任の取り扱い ・暴力団排除条例違反時の協定解除規定 ・協定を解除したときの損害賠償や事業費の取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ●不明瞭であった内容が明確になる ・実行委員会で事業を実施する際の責任体制が明確になり、事業の質が向上する。 ・NPO・市担当者の不安が解消される。 ・実行委員会で実施するメリットがさらに生かされる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の発見と効果的・効率的な解決 ●都市活力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●きめの細かい市民サービスの提供と、効果的・効率的な社会課題の解決を図ること ●先駆的な課題や行政が捉えていない市民ニーズの発掘とその課題への取組みを可能にすること 	
	(応募資格)	<ul style="list-style-type: none"> ●応募資格について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●応募対象の見直し ●多様な主体による合同提案 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民公益活動推進条例の理念に基づく市民公益活動の活性化につながる。 ●マルチステークホルダー方式により、単独では解決できない課題を解決できる。 ●関係機関を増やすことで、事業の将来的な発展につながる可能性が広がる。

	項目	具体的内容	メリット・導入効果	参考	
(事業実施時期)	●提案・採択の翌年度実施	●提案・採択の翌年度事業実施する。			
	●当該年度実施事業に係る提案募集について検討				
(経費等)	●提案団体の費用負担について検討				
	●システム構築費、事務所使用料、人件費等の経費の取扱いについて検討				
(事業収入)	●共働事業から生じた収入や、事業に対する寄附についての取扱いについて検討				
(成果物の帰属)	●共働事業によって得られた成果物の取扱いについて検討	<ul style="list-style-type: none"> ・共働事業実施中は実行委員会に帰属する。 ・事業終了後の帰属については、覚書等で個別に規定するもの。事業を継続する主体がある場合は、事業継続主体に帰属するものとする事ができる。(※ただし、もう一方が使用できるように、事業終了時に、協定書を結びなおし、使用権許諾条項を留保しておく。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●共働事業終了後の事業の発展性が促進される ・共働事業終了後の事業の形をより早い段階から検討できる。 ・共働事業終了後の事業の継続(NPOの単独実施、NPOが他の協力団体と共に推進)等が促進される。 		
(提案・審査・評価)	●提案・審査・評価に関する主体や簡素化について検討	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】●審査の簡素化 事業の採択を第2次審査で確定させる。第2次審査において審査委員から採択の条件が出た場合は、個別に提案団体に伝え、その条件で実施できる場合はそのまま採択確定とする。 ●振り返り会議等の方法の変更 合同で実施していた6月の情報交換会、事業中間期及び最終期の振り返り会議の方法を変更し、事業の振り返りは各実行委員会毎に実施するようにする。 事業推進のフォローは事務局が個別に行う。 事業実施団体相互の情報交換は、メーリングリスト等の活用を検討する。 ●審査項目の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●審査のスピードアップとNPOの負担軽減 ・審査回数減によって、NPOが提案しやすくなる。 ・市担当課の負担減、NPOの負担減によって、市担当課もNPOも、共働事業に取り組みやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【千葉県】県とNPOとの協働事業提案制度 1次審査・公開プレゼン・2次審査 【相模原市】公開プレゼン・審査 【奈良県】基金を活用した県とNPOとの協働事業 書面審査・公開プレゼン・第2次審査 【静岡市】協働パイロット事業 書面審査・面接審査 	
	●事業実施から事業終了後の方向性までを明示した提案企画書について検討	●事業継続の手法(共働・NPO自主事業・市の事業)について 応募の手引きに、中間期において事業の成果等を評価し、翌年度以降の事業の進め方(事業を継続するのか、継続する場合に共働なのか、NPO単独で実施か、市が行うのかを判断)を判断することを明記する。	<ul style="list-style-type: none"> ●NPOが共働事業終了後の事業の展開を見据えることができる ・NPOが長期的展望を見据え、事業提案をするようになる。 ・共働事業終了後の事業の形をより早い段階から検討できる。 ・共働事業終了後の事業の継続(NPOの単独実施、NPOが他の協力団体と共に推進)等が促進される。 		
	●市担当課の意向を明示し易い審査の在り方について検討	【再掲】 ●市意見シートの見直し 意見シートに、提案事業内容を、市担当課において、共働の視点や、有効性・効率性の視点など、各項目について判断し記載する欄を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ●市担当課がより主体的に事業にかかわることができる。 ●共働は共有共感できなければ成功しない。 		
	●応募の手引について検討	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】●市課題シートの見直し 応募の手引の、市が共働を希望する課題シートに共働の具体的なメニュー(内容)を示す。 【再掲】●制度が目指す共働のあり方についての明示 応募の手引に、共働の手法として委託・補助・本制度が目指す実行委員会形式の共働のあり方を、NPOにわかりやすく示して、事業提案前に事業実施のイメージを掴みやすくする。 【再掲】●事業継続の手法(共働・NPO自主事業・市の事業)について 応募の手引きに、中間期において事業の成果等を評価し、翌年度以降の事業の進め方(事業を継続するのか、継続する場合に共働なのか、NPO単独で実施か、市が行うのかを判断)を決めることを明記する。 		<ul style="list-style-type: none"> 【千葉県】県とNPOとの協働事業提案制度 応募の手引きに、委託、補助、共催、実行委員会、事業協力の説明を記載。 【奈良県】基金を活用した県とNPOとの協働事業 応募の手引きに、共催、実行委員会、協議会、事業協力、委託の説明を記載。 	
	●振り返り会議の方法について検討	【再掲】●振り返り会議等の方法の変更 合同で実施していた6月の情報交換会、事業中間期及び最終期の振り返り会議の方法を変更し、事業の振り返りは各実行委員会毎に実施するようにする。 事業推進のフォローは事務局が個別に行う。 事業実施団体相互の情報交換は、メーリングリスト等の活用を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ●手続きの簡略化・スリム化 ・市担当課の負担減、NPOの負担減。 ・市担当課、NPOともに共働事業に取り組みやすくなる。 		
	●事業の成果を効果的に伝える方策について検討	●事業費の明示 報告会において、事業の収支予算書を配付資料として参加者に配る。	●制度に対する市民満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> 【千葉県】県とNPOとの協働事業提案制度 実施事業の評価として、県ホームページにおいて、各事業毎の報告書を掲載。総事業費と、県負担額を明示している。 	
	(事業の継続)	●各々の事業が発展的な展開ができるような制度設計について検討	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】 ・共働事業実施中は実行委員会に帰属する。 ・事業終了後の帰属については、覚書等で個別に規定するもの。事業を継続する主体がある場合は、事業継続主体に帰属するものとする事ができる。(※ただし、もう一方が使用できるように、事業終了時に、協定書を結びなおし、使用権許諾条項を留保しておく。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●共働事業終了後の事業の発展性が促進される ・共働事業終了後の事業の形をより早い段階から検討できる。 ・共働事業終了後の事業の継続(NPOの単独実施、NPOが他の協力団体と共に推進)等が促進される。 	